

実家を相続したけど、
住む予定はない。
有効に活用できないか。



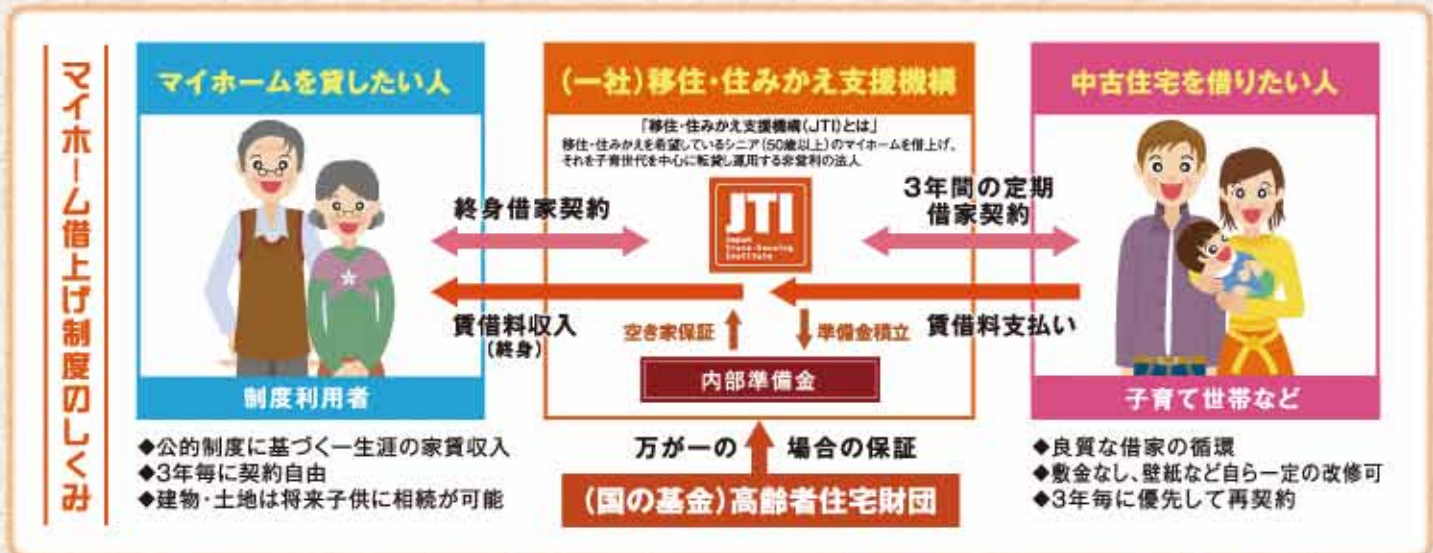
施設に入りたいが
資金が不足していて
入居申し込みが
できない。

こんな願いをかなえる
公的な制度があることをご存じですか？

マイホーム 借上げ制度

住宅資産を有効活用して、充実したセカンドライフを！

「マイホーム借上げ制度」は、シニアの皆さま(50歳以上)のマイホームを
(一社)移住・住みかえ支援機構(JTI)が最長で終身にわたって借上げ、安定した賃料収入を保証するものです。
これにより自宅を売却することなく、住みかえや老後の資金として活用することができます。



マイホームを借りたい人のメリット

- 借りがつかない時も空室時保証賃料が保証されるので安定した収入が見込めます。
- 入居者との契約期間が3年単位なので、マイホームに戻ることも可能です。

中古住宅を借りたい人のメリット

- 良質な住宅を、相場より安い家賃で借りられます。
- 敷金や礼金が必要ありません。(契約時の仲介手数料は必要となります)
- 3年毎の再更新では優先して再契約することができます。

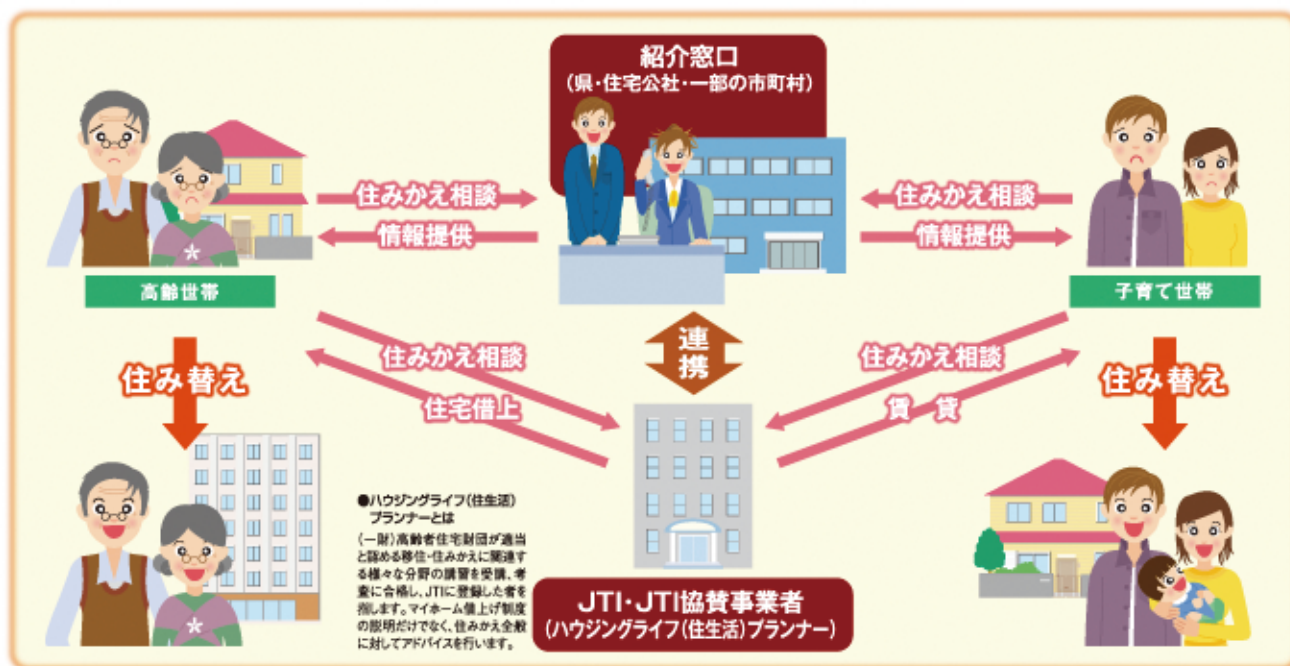
※制度の詳細は一般社団法人 移住・住みかえ支援機構(JTI)へお問い合わせください。

●TEL:03-5211-0757

●ホームページ

<http://www.jt-i.jp>

岐阜県では、空家等対策の一環として、高齢者が不要となった戸建て住宅等を子育て世帯等へ提供する「マイホーム借上げ制度」を普及促進し、有効に活用するために、県、県住宅供給公社及び県内の19市町村が当制度の紹介窓口として登録されています。制度に興味がある方はお気軽にご相談ください。



借上げの主な条件

- 日本国内にある住宅をお持ちの50歳以上の方
- 住宅に一定の耐震性が確保されていること
(1981年6月の「新耐震基準」の適用以前の住宅は、原則として耐震診断が必要です。)

マイホーム借上げ制度の紹介窓口(岐阜県内) (制度概要について、ご相談ください。)

自治体・担当部署	郵便番号	住所	電話番号
岐阜県 住宅課	500-8570	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-8693
岐阜県住宅供給公社 管理課	503-0807	大垣市今宿6丁目52番18	0584-81-8511

自治体	担当部署	電話番号
岐阜市	まちづくり推進政策課	058-214-4494
大垣市	都市計画課 都市プロモーション室	0584-81-4111
高山市	都市整備課	0577-32-3333
多治見市	都市政策課	0572-22-1321
関市	市民協働課	0575-23-7711
中津川市	定住推進課	0573-66-1111
羽島市	生活交通安全課	058-392-1111
本巣市	企画財政課	0581-34-5024
郡上市	建設部都市住宅課	0575-67-1814
海津市	住宅都市計画課	0584-53-1111

自治体	担当部署	電話番号
岐南町	総務部くらし安全課	058-247-1360
笠松町	水道部建設課	058-388-1111
垂井町	企画調整課	0584-22-1151
関ヶ原町	地域振興課	0584-43-1112
輪之内町	産業課	0584-69-3111
安八町	総務課	0584-64-7100
北方町	防災安全課	058-322-9936
白川町	企画課	0574-72-1311
東白川村	総務課	0574-78-3111

岐阜県住宅供給公社

本パンフレットは、国土交通省補助事業 平成27年度空き家管理等基盤強化推進事業により作成したものです。